

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、申立期間①については、当時、専門学校生であり収入が無かったが、母が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。母は几帳面な性格であったため、この期間が未納となっているのは納得がいかない。

申立期間②については、A市B区からC県D市に転入した時期で、私は、結婚後は任意加入して昭和61年4月に第3号被保険者になるまで保険料を納め続けた。同市における国民年金の加入手続は主人がしてくれた。

D市から送られてきた納付書で銀行か郵便局で納付していたので申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立期間当時同居していたとしている申立人の母親は、オンライン記録により国民年金制度発足時から国民年金に加入し、60歳に到達するまで保険料を完納していることが確認できる上、同様に同居していたとしている長女も国民年金制度発足時から加入し未納期間が無いことが確認できる。また、申立期間当時は婚姻のため同居ではなかった二女も昭和36年*月の20歳到達とともに国民年金に加入し、未納期間は無いことが確認できることから、申立人家族の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとする申立人の母親の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時申立人と同居していた三女は、「私は厚生年金保険

に加入していたが、申立人についても国民年金の加入手続及び保険料納付に関しては、他の姉と同様に母がきちんと行っていた。」としている。

さらに、申立期間①に係る保険料は、国民年金手帳記号番号の払出日からみて過年度保険料となり、申立期間当時申立人が居住していたE市では収納できないが、同市は、「市に過年度納付書が備え付けられており、希望者には手書きの納付書を作成して交付していた。また、その納付書により市役所の中にあった指定金融機関で納付できた。」としていることから、申立期間①に係る保険料を同市役所内にある金融機関等で納付することは可能であった。

- 2 申立期間②について、申立人が主張するとおり、申立人に係るD市の国民年金被保険者カードの住所変更欄の記録により昭和57年2月1日にA地B区からC県D市に住所を変更していることが確認できる。

また、申立人は、D市役所から郵送された納付書により銀行か郵便局で納付したとしているところ、同市は、「転入者には本人に納付状況を確認した上で、未納があれば納付書を送付していた。」としており、申立人の申立内容に不自然さはうかがえない。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時の申立人の夫の標準報酬月額が改定の度に上昇していることが確認できる上、申立人は申立期間②の前後において、国民年金に任意加入し、保険料を納付していることから、申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 8 月に会社を退職後、同年 9 月から夫と共に自営業を始めたが、多忙のためすぐには国民年金の加入手続をすることができなかった。

昭和 55 年 4 月か 5 月ごろ、A 市 B 支所の職員が来宅したので、その場で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後保険料を納付してきた。

年金記録では、夫は、昭和 54 年 4 月から保険料納付記録があるが、私は夫より 1 年遅れの 55 年 4 月からの納付とされており、申立期間は未納とされている。

夫婦でありながら夫が自分の分だけ納付することは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 55 年 4 月ごろに払い出されていることが推認できることから、申立人が国民年金の被保険者資格の再取得手続を、夫の加入手続とともに 55 年 4 月ごろに行ったとする主張に矛盾は無く、申立人及び申立人の夫は、当該加入手続の時点で 53 年 9 月 1 日までさかのぼって資格取得したものと考えられる。

また、申立人及び申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳において、申立期間後の昭和 55 年 4 月以後の保険料については、夫婦共に納付期限内に納付していることが確認できることから、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の夫は「加入して以来、自分と妻の保険料は常に一緒に支払ってきた。妻の保険料を支払わなかったことはない。」としている上、申立人の夫は、申立期間に係る保険料を昭和 56 年 4 月に一括して現金納付していることから、同夫は、申立期間に係る申立人の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年3月まで

私は、申立期間当時、学生で収入が無かったことから、母親が国民年金の加入手続を行うとともに、自宅を訪れていた市の嘱託員に国民年金保険料を納付していた。申立期間当時、弟の国民年金保険料も母親が同様に納付しており、弟が納付済みで私のみが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、4か月と短期間である上、前後の期間は納付済みとされている。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、同居していた申立人とその弟の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、弟の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間も含めすべて納付している上、納付日が確認できる平成8年度及び平成10年4月から11年8月までの期間の29か月のうち24か月は、納付日が一致していることから、申立人の母親は、基本的に申立人と弟の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人の母親が記憶する一人分の1か月の保険料額（1万2,000円）は、申立期間の保険料額とほぼ一致する上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、「平成8年3月4日未納催告電話。納約」と記載されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年1月22日）及び資格取得日（昭和46年2月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和45年1月から同年9月までは3万9,000円 同年10月から46年1月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年1月22日から46年2月26日まで

私は、昭和44年の年末から、46年5月まで、A社が経営するB店で継続して勤務していたのに、45年1月22日から46年2月26日までの厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、申立事業所において昭和44年12月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年1月22日に被保険者資格を喪失後、46年2月26日に申立事業所において再度資格を取得しており、45年1月から46年1月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務したことが認められる。

また、申立期間当時、申立人と同職種の同僚は、「申立人とは、勤務時間帯も、仕事内容も同じだった。申立人は途中で退職したことはなく、勤務状況は変わっていなかったと思う。」と供述し、C係の同僚は、「私が入社した昭和45年3月の時点で申立人は既に勤務しており、退職した46年3月の時点でも申立人は在職していた。申立人は、先述の同僚とペアを組んで仕事をしていた。」としているところ、申立人以外の申立人と同職種の同僚三人は、い

ずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月から同年9月までは、申立期間直前の44年12月のオンライン記録から3万9,000円、45年10月から46年1月までは、申立人と同年代で同職種の同僚の標準報酬月額及び申立人の46年2月における被保険者資格の再取得時の標準報酬月額から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から46年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月2日から同年12月1日まで

私は、B社に入社し、昭和42年11月2日付けで同社から子会社であるA社に異動したが、その時の1か月間の厚生年金保険の記録が欠落しているの
で、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社(A社の承継会社)からの回答及び同僚の供述により、申立人はB社に入社し(昭和42年11月2日にB社からA社に異動)、平成2年1月20日に退職するまで、同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に同様の異動をしたことが確認できる同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚二人の厚生年金保険の加入記録を調べたところ、当該異動に伴う被保険者期間の欠落は見られない。

さらに、申立人が名前を挙げた上司も昭和42年8月1日に申立人と同様の異動をしているが、当該異動に伴う厚生年金保険被保険者期間の欠落は見られない上、当該上司からは「申立人は、私の部下として一緒に働いていたし、申立期間も継続して勤務していた。」との供述も得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和

42年12月のオンライン記録により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立てどおりの届出については行っていない旨の回答が得られたことから、事業主は、昭和42年12月1日を被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、52年8月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和52年8月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年3月21日に訂正し、55年3月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和55年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和55年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和47年4月にA社に入社して以来、数回の転勤を繰り返したが、平成21年12月に退職するまで、同社に正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、営業職であった当時の昭和52年8月と55年3月の厚生年金保険被保険者期間が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和52年9月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から15万円とすることが妥当で

ある。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和52年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(同社B工場から同社C営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、「当時の資料が無く申立人の異動日は不明であるが、1日付け以外に不定期に人事異動を行っていた。」と回答していること、及び申立人の戸籍の附票により、昭和55年3月24日にB県からC県に転入したことが確認できることから、同社B工場における資格喪失日である同年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和55年4月の社会保険事務所の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和52年7月11日から53年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年7月11日に訂正し、52年7月から53年3月までの標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間③について、事業主は、申立人が昭和54年9月9日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、B社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年春ごろから53年4月1日まで
② 昭和53年6月17日から同年9月4日まで
③ 昭和53年9月9日から54年9月9日まで

私は、A社に、昭和52年春ごろから1年以上は勤務し、昭和48年生まれの子供が3歳ぐらいの時に忘年会と花見に出席したことを覚えているにもかかわらず、2か月間しか厚生年金保険の記録が無く納得できない。

また、B社にもA社を辞めた直後から1年以上は勤務し、毎月給与を本社まで取りに行っていたことを覚えているにもかかわらず、1か月間しか厚生年金保険の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和53年4月1日に資格を取得し、同年6月17日に資格を喪失し

ている。

しかしながら、申立期間①に加入記録のある複数の同僚が申立人を記憶しており、そのうち昭和 53 年 2 月 1 日に資格取得し、同年 6 月 5 日に資格喪失している同じ職種(事務職)の同僚及び 52 年 7 月 11 日に資格取得し、53 年 2 月 16 日に資格喪失している同僚が、「申立人は、自分が入社したときには既に勤務しており、自分が申立人より先に退職した。」としていることから、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも 52 年 7 月 11 日から厚生年金保険加入記録のある 53 年 4 月 1 日まで A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社において厚生年金保険加入記録のある同僚にアンケート調査を行った結果、回答のあった 16 人のうち、12 人は、「入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と回答していることから、申立人は、申立期間①のうち、昭和 52 年 7 月 11 日から 53 年 4 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 53 年 4 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間③について、B 社から提出された賃金台帳及び雇用保険の加入記録から申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたこと及び同社を昭和 54 年 9 月 8 日に退社したことが認められる。

また、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の事業主控えにより、申立人が昭和 54 年 9 月 9 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が同年 9 月 14 日付けで社会保険事務所に対し行ったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 54 年 9 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の B 社における厚生年金保険被保険者名簿及び同社保管の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 52 年春ごろから同年 7 月 10 日までの期間

については、A社は、当時の資料は無いとしており、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、同僚からも供述を得られないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態について、確認することができない。

また、申立期間②については、B社は、当時の資料は無く、保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書では、資格取得日は53年9月4日となっているとしており、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、同僚は申立人を覚えていないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和52年春ごろから同年7月10日までの期間及び申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年11月から53年4月まで

A市役所を結婚退職後、B市に転居した際、年金は保障であり国民年金に加入するのは当然と考えていたので、すぐに加入手続を行ったように記憶している。その際、実家から申立期間の前に勤務していた職場での共済年金加入記録等の書類を持ち帰って手続をした。その時交付された年金手帳は、新しい手帳が届いた時点で混乱を避けるために処分し、領収書も転居が多かったため処分して無いが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に婚姻後、転居先のB市ですぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、B市で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から53年5月ごろに払い出されたと推定され、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期とは異なる。

また、申立期間は任意加入被保険者期間であるため、制度上、さかのぼって加入することはできないところ、申立人が現在所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日は、申立期間後の昭和53年5月19日と記載されている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の前に勤務していた職場からA市の実家に送付された書類を持参し、B市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、その具体的な時期の記憶は定かでない上、A市の実家に帰る便があった際に当該書類を持ち帰り、転居届等の手続とは別に国民年金の加入手続を行ったとしていることから、昭和52年11月16日に共済年金の資格喪失後、同月*日に婚姻し、B市に転居後、数か月して国民年金の任意加入手続を行った結果、申立期

間の未加入期間が生じたものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年4月まで

私が20歳に到達した際、父親がA市B出張所まで赴き、国民年金の加入手続きをしてくれたはずである。国民年金保険料の納付については、すべて父親が婦人会の集金人に納付してくれていた。

また、申立期間当時、両親は自営業を営んでおり、両親ともに几帳面な性格で私や姉の国民年金保険料を必ず納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金の資格取得日は昭和61年4月1日であり、第3号被保険者として加入していることが確認でき、当該事務処理日が同年6月5日であることから、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年5月ごろであると推認されることから、婚姻した50年*月から資格取得日までの期間は任意加入対象期間であり、制度上、さかのぼって加入できないことから第3号被保険者制度が始まった61年4月1日に被保険者資格を取得したものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の父親が申立人の保険料と一緒に保険料を納付してきたと主張する申立人の姉は、オンライン記録により、申立人と同様に20歳に到達してから婚姻までの強制加入期間及び婚姻後第3号被保険者となるまでの任意加入期間のいずれにおいても未加入であることが確認できる上、申立人は申立人の父親が婦人会の集金人に保険料を納付していたとしているが、A市は、当

時の資料が残っていないことから、当時、申立人が居住していた地区において、婦人会が保険料を集金していたのか否かは不明であるとしており、また、保険料を納付したとする申立人の父親は既に他界していることから、申立人の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月

私は、昭和 63 年 6 月末で会社を退職し、翌月に A 市の区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付書が来ていれば必ず納付しているはずなので、申立期間が未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る戸籍の附票により、平成 4 年 9 月 10 日に A 市から B 市に転居していることが確認できるところ、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日」欄に昭和 63 年 7 月 1 日と記録されている箇所に、申立人が当時居住していた B 市が国民年金被保険者資格取得届（申出）書を受理したことを示す「B」のゴム印が押されていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の第 3 号被保険者の資格取得処理日等から平成 5 年 8 月から同年 9 月ごろ払い出されたものと推測できることから、このころ国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、この時点までは、それ以前の期間は、申立期間を含め未加入期間であったことが確認できる。

また、申立人は、昭和 63 年 7 月に区役所で国民年金に関する届出を行ったとしているが、新規に国民年金の加入手続を行う場合には国民年金被保険者資格取得届（申出）書又は国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書を提出することにより国民年金手帳が交付されること、申立人は申立期間当時に国民年金手帳の交付は受けていないとしている上、申立期間の国民年金保険料納付に関しては、納付書が来たのであれば必ず納付したはずであると主張するのみで、納付金額・納付場所・納付時期等の記憶は定かではない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1004

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年7月ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年7月ごろまで

私が20歳になった平成3年*月ごろに、父がA市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

平成4年春に父が転勤でC市に単身赴任するまでは、父が私の保険料を納めていたが、その後は、保険料を納めなくなった。

いつまで保険料を納めていたかは記憶に無いが、帰省していた父が、B区役所に問い合わせたところ、「学生にしては珍しく、保険料を納めています。」と回答されたことを記憶しており、少なくとも平成4年7月ぐらいまでは納めていると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録から、平成7年4月に初めて厚生年金保険に加入した際に厚生年金保険被保険者番号が付番され、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人の父は、申立人が20歳に到達した平成3年*月ごろにB区役所で申立人の国民年金の加入手続きを行ったとしているが、年金手帳の交付を受けた記憶は定かではなく、申立人自身も7年4月に厚生年金保険に加入した際に会社から初めて自分の年金手帳を受け取ったと記憶しており、申立期間に係る年金手帳を見たことは無いとしている。

さらに、申立人の父は、申立期間の国民年金保険料をB区役所の窓口で毎月納付していたとしているが、申立期間当時、A市の保険料の納付方法は納付書方式であるところ、申立人及び申立人の父は納付書が送付されてきたこと及び納付書の様式等についての記憶はあいまいであり、保険料納付の際に、領収書

を受け取った記憶も定かでないとしている。

加えて、申立人の父は、C市に単身赴任するまでの期間は自身が申立人の保険料を納付していたが、それ以後は申立人が納付していたとしており、戸籍の附票により、申立人の父が平成4年2月13日にC市に住民票を異動していることは確認できるものの、申立人は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付に関与していない上、自分で保険料を納付した記憶は無く、単身赴任後も父が納付していたとしており、申立期間の保険料の納付に係る状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から8年3月まで

申立期間当時、学生だったので、平成4年4月に母がA市B出張所で国民年金の加入手続を行った。母はその時の国民年金手帳の交付場所、交付年月日及び手帳の色は覚えていない。当該手帳は母が所持していたが、現在は所在が分からない。

当時の保険料額は覚えていないが、自宅に保険料納付を促す通知書が届いたため、母が同出張所窓口で3か月又は半年分の保険料を納付し、領収書を受領したが、その領収書の所在は分からない。

申立期間当初の約1年間は、C県で姉と同居していたので、姉の保険料も母が納付していたと思う。

申立期間が未加入であることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に母がA市B出張所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の生年月日は昭和47年*月*日であることから、申立人が平成4年*月に20歳となるまでは未成年者であり、申立期間のうち同年*月までは制度上、国民年金に加入できない。

また、戸籍の附票によると、申立人の住所は、20歳到達の平成4年*月時点ではC県D市であり、また、6年4月以降16年6月まではE地F市であることが確認できることから、制度上、A市では国民年金の加入及び保険料納付はできない上、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「C県に住んでいた一時期は姉と同居していたが、その間は姉の保険料も同様に母親が納付してくれたと思う。」としているところ、

戸籍の附票により、平成4年5月から5年6月までの期間は申立人の姉と申立人の住所が同一であることが確認できるものの、オンライン記録によると、申立人の姉は当該期間のうち当初2か月分の保険料は納付済であるが、その後の1年間は未納であることから、申立人の主張と一致しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年3月までの期間、4年10月から同年11月までの期間及び11年3月から14年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月から4年3月まで
② 平成4年10月から同年11月まで
③ 平成11年3月から14年8月まで

私は、会社を退職し再就職するまでの期間が長くなる場合は、国民年金保険料を役所の窓口か自宅を訪問してきた役所職員に納付したにもかかわらず、加入月数の99か月に対して、納付月数が6か月しかなく納得できない。

なお、月額数千円の保険料を納付するとともに、滞納していた保険料30万円か40万円くらいを数回に分けて、まとめて支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の手続処理日等から、平成2年6月から同年10月ごろに払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間①のうち、元年5月から2年3月までの期間は過年度納付となるため、制度上、市町村では納付できない期間である。

また、A国民年金基金の回答から、申立人は、平成3年9月9日から4年12月1日まで国民年金基金に加入し掛金を納付していたが、同基金の加入の前提である国民年金保険料について、申立期間①のうち、3年9月から4年3月までの期間及び申立期間②が未納となっていたことから、当該期間の基金の掛金が還付されていることが確認できる。

さらに、申立期間③については、申立人は、役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張するが、平成14年4月以降は、市町村で保険料を納付することはできない上、役所の記録によれば、当該期間に申立人が国民健康保険

に加入していることが確認できるが、申立人は国民健康保険料の納付について具体的に記憶していないことから、申立人が国民年金保険料と国民健康保険料を混同している可能性を否定できない。

加えて、申立人が記憶している納付金額は、申立期間当時の保険料額とは異なっているなど、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧^{あいまい}な上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 32 年 5 月まで

私は、昭和 27 年 3 月ごろに父親の紹介で、A社に就職し、32 年 5 月に家の都合でいったん退職したが、33 年 6 月に復職し、34 年 12 月まで勤務した。健康保険証をもらっていた記憶もあり、入社当初から、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、27 年 3 月から 32 年 5 月までの厚生年金保険の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚は、自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間が相違しているとして、「当時、厚生年金保険に加入していなかった従業員が多数いた。」としていることから、申立事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の適用状況等は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の給与について、「支払回数は月に 2 回で、1 回当たり 300 円程度もらっていた。」としているところ、申立期間に在籍していた同年代の同僚の標準報酬月額平均 (8,000 円) と比較すると著しく低額である上、同僚の一人は、「申立人は臨時だったと思う。」としていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険に未加入とされていたことも不自然

ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1625 (事案 703、972 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月10日から34年1月1日まで
再申立て時に調査してもらった同僚がAを退職した時の事務担当はBさんだったが、私が退職した時の担当はCさんに代わっていたように思う。
以前に届いた第三者委員会からの通知文では、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと推認され、一連の事務処理に不自然さは無いとあるが、私は昭和34年1月からはD市で生活しており、申立事業所にはD市の住所を知らせておらず、脱退手当金は受け取っていない。
なお、昭和44年ごろからE市内の社会保険事務所(当時)に1回、D市在住時にF社会保険事務所(当時)に3回行き確認したが、いずれもあいまいな回答しかもらえなかったことが真相不明の原因になっているのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和34年8月3日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「新たな資料は無いが、結婚のため退職し、G県に行った同僚も脱退手当金を受けられるはずがなく、私も同様に、脱退手当金を受け取れるはずがない。」と主張し、再申立てを行っているが、オンライン記録によると、当該同僚は、申立事業所を退職後、脱退手当金の支給を受

けていることが確認でき、申立人の主張と相違している上、当該同僚は、「当時の事務担当者が脱退手当金の請求をしてくれて、退職金等と一緒に一時金として受け取った。自分の退職後も当該事務担当者が在籍していたのであれば、厚生年金保険は退職時に一時金で処理されていたのではないかと思う。」と供述していることなどから、申立人も脱退手当金を受給したと考えるのが自然であり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前記の同僚が退職した時の事務担当はBさんだったが、自分が退職した時の担当はCさんに代わっていたように思うと主張しているが、当該事務担当者は所在が確認できず、事情を聴取することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1626 (事案 398、552 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 12 日から 33 年 9 月 25 日まで
② 昭和 33 年 9 月 25 日から 35 年 3 月 31 日まで

私の再申立ては、新たな事情が無いということで非あつせんとされたが、私は、昭和 35 年 4 月に婚姻した後も継続してA社で働いており、申立期間①の脱退手当金を受け取る理由が無い。

また、婚姻の1か月前に病院で自分の健康保険証を使用した記憶があり、申立期間②も継続して働いていたことから、第三者委員会の決定に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険被保険者名簿に「脱」表示があり、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年1月23日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと、及び申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無い上、申立人の名前も無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな事情は無いが、年金記録確認B地方第三者委員会の結論は納得できるものではない旨を主張し、再度の申立てを行って

るが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 35 年 4 月の婚姻の 1 か月前に C 市の D 病院で自分の健康保険証を使用したとしているが、同病院は既に廃業していることから、申立内容を確認することができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできず、また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 26 日から同年 9 月 26 日まで
② 昭和 41 年 1 月 6 日から同年 5 月 22 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 36 年 3 月 11 日から 39 年 7 月 16 日まで A 社、40 年 2 月 26 日から同年 9 月 26 日まで B 社、41 年 1 月 6 日から同年 5 月 22 日まで C 社、及び 41 年 6 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで D 社に勤務した厚生年金保険被保険者期間について、46 年 6 月 23 日に脱退手当金を受給したことになっている。

しかし、私は A 社を退職後すぐに脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間に係る 3 社については脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職後に同社に係る脱退手当金を受給したが、申立期間に係る 3 社について脱退手当金を受給した記憶は無いと主張しているところ、厚生年金保険脱退手当金支給報告書を見ると、脱退手当金支給額の計算の基礎となった期間欄には、最初の資格取得年月日として A 社に係る年月日（昭和 36 年 3 月 11 日）が、また、最後の資格喪失年月日として D 社に係る年月日（昭和 44 年 12 月 31 日）が記載されている上、当該期間を合算した被保険者期間 93 か月に計算上の誤りは無いことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は、申立人が受給を認めている A 社における被保険者期間と合わせて受給したものと認められる。

また、D 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱支給済 *」の表示が記されているとともに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には決裁番号（*）、支給額、支給年月日等が記載されている上、オンライン記録において、支給金額及び月数に誤りは無い

など、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名は、昭和46年6月22日に婚姻後の姓に変更されていることが確認できるが、脱退手当金の支給日が同年6月23日であること、及び申立期間以降、申立人に厚生年金保険の加入記録が無いことを踏まえると、このような処理は脱退手当金の受給に伴って行われたものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。